国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画の関係図

資料３

国（国土交通省）

国土利用計画（全国計画）【国土利用計画法第５条】

【全国の土地利用の基本方針】

〇生活や生産の共通の基盤であり、限られた資源である国土について、総合的かつ計画的な利用を図るための基本的な事項を定めた、国の最上位の計画

一体として作成

国土形成計画（全国計画）【国土形成計画法第６条】

【全国の国土形成（開発）の基本方針】

〇国土基盤整備の基本となる計画

〇国土利用計画が土地の利用に主眼を置いた計画であるのに対し、国土形成計画は、国土の利用・整備・保全に関する計画であり、整備（開発）に主眼が置かれている。

※前身は全国総合開発計画

※土地利用に関する記載箇所については、国土利用計画と同様の内容

基本とする

都道府県（京都府）

国土利用計画（都道府県計画）＜策定は任意＞【国土利用計画法第７条】

【都道府県における土地利用の基本方針】

〇全国計画を基本として都道府県の区域における国土（県土）利用の方向性を示すもの

〇急激な人口減少や超高齢化の進展、大規模災害の頻発等に対応した京都府づくりのため、府の総合計画との整合性を図りつつ、府域の均衡ある発展を推進するための国土（県土）利用の指針としている。

〇計画の構成は、全国計画と同じであり、内容は各地域の実情を反映させたものとしている。

〇市町村計画（策定は任意）策定の基本となる（京都府内で策定している市町村は現在なし）

基本とする

各地方整備局

国土形成計画（広域地方計画）【国土形成計画法第９条】

【各地域における国土形成（開発）の方針】

〇全国計画を基本として、全国８ブロックにおいて、各地域の独自性を踏まえた計画を策定。計画には具体のプロジェクト（事業名）も記載される。

基本とする

一体のものとして策定することが可能

都道府県（京都府）

土地利用基本計画＜策定は義務＞【国土利用計画法第９条】

【都道府県における土地利用に関する総合調整】

〇都市計画法や農振法などの個別規制法に基づく計画・規制の総合調整を行う、個別規制法の上位計画。具体の開発等は個別規制法を通じて規制

〇計画は「計画図」と「計画書」で構成されている。

計画図：五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の範囲を指定し、図面表示

→それぞれ都市計画法の都市計画区域、農振法の農業振興地域、森林法の国有林・地域森林計画対象民有林、自然公園法の国立公園・国定公園・都道府県立自然公園、自然環境保全法の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・都道府県自然環境保全地域とイコールの関係

計画書：土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における調整指導方針等を定めたもの

〇五地域の重複する地域があり（全国で国土の５～６割程度）、それら重複する地域の土地利用の調整を行う。

※令和５年10月30日　京都府国土利用計画審議会　配付資料